オビディエンス試験・競技について

1.出陳規定

⑴オビディエンスビギナーⅠ・Ⅱは競技会のみとなります。

⑵オビディエンスⅠ～Ⅲは、競技と試験が同時となっており、競技会の得点（成績）がそのまま試験の得点（成績）となります。

①オビディエンスは、競技会会場でのみ実施します。（公認訓練所不可）

②出陳料と受験料が必要となります。（出陳のみ、試験のみという選択は不可）

③出陳するクラスの試験に合格登録済みの場合は、出陳料のみとなります。

⑶出陳（受験）資格

①オビディエンスビギナーⅠ・Ⅱの出陳資格は、本会会員所有の生後９カ月１日以上の本会登録犬(アペンディクス登録犬を含む)または本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬となります。

②オビディエンスⅠ～Ⅲへの出陳(受験)資格は、FCI 公認犬種で本会会員所有の本会登録犬(アペンディクス登録犬を含む)又はFCI 加盟団体登録犬とし、それぞれ次の年齢となります。

オビディエンスⅠ・Ⅱ…生後９カ月１日以上

オビディエンスⅢ…生後１５カ月１日以上

③Ⅱ・Ⅲの出陳(受験)は、下のクラス出陳時に合計得点 224 点以上獲得、かつ下のクラスの試験合格登録をしていなければなりません。

④下級クラスへの出陳は登録したクラスの１つ下のクラスのみ出陳できる。

（例）・クラスⅢ登録犬はクラスⅡに出陳可能。

※クラスⅠは不可。

・クラスⅡ登録犬はクラスⅠに出陳可能。

⑷重複出陳

①オビディエンスビギナーⅠ・Ⅱと、準初等科・初等科・中等科・準高等科・高等科・特別犬の部(本会登録犬以外)・臭気選別の部のいずれか１つのクラスに重複出陳できます。

②オビディエンスⅠ～Ⅲと、中等科・準高等科・高等科・服従スペシャル・臭気選別の部のいずれか１つのクラスに重複出陳できます。

2.申込方法

所定の出陳申込書並びに受験登録申請書に必要事項を記入し、所定の料金を添えて、締切日までに本部必着（消印無効）となるようにお申し込み下さい。

①出陳料　１頭につき 10,000 円

②受験料　１頭につき　5,400 円

③会場整備費　１頭につき　1,000 円

＜オビディエンスⅡ・Ⅲに受験同時で出陳される方へ＞

オビディエンス手帳の見開きページをコピー添付して、お申し込み下さい。

コピー箇所は、受験される下のクラスの獲得点数 224 点以上が記載されたページをお願いします。

出陳の際、体高証明書及びオビディエンス手帳を必ず提出してください。

ダンベルは各自でご用意ください。
複数使用するクラスは同一の物を準備してください。

3.審査規定

⑴審査は、本会公認審査員により厳正公平に採点いたします。

⑵競技課目は「9.競技クラス」を参照して下さい。実施要領については本会ホームページをご参照ください（https://www.jkc.or.jp）。

⑶同点の席次決定は以下の通りとします。

①オビディエンスビギナーⅠ・Ⅱの総合得点が同点の場合、担当審査員が判定します。

②オビディエンスⅠ～Ⅲの総合得点が同点の場合は、指定課目の合計得点の高いものを上位とします。指定課目の合計得点も同点の場合は、担当審査員が判定します。

オビディエンスⅠの指定課目・・・科目２・４・５・９

オビディエンスⅡの指定課目・・・科目２・４・５・１０

オビディエンスⅢの指定課目・・・科目２・４・６

⑷得点は、課目の終了ごとに審査員が掲示します。

①得点は、５点～10 点（0.5 点刻み）とし、５点未満は全て０点となります。

②課目の得点は、審査員が掲示した得点に、課目で定められた係数を乗じたものとなります。

【例：８点（審査員）×３（係数）＝24 点（当該課目の得点）】

4.試験の合否

⑴満点を 320 点とし、合計得点が 192 点（60%）以上を合格とします。

⑵一つの課目が０点であっても、合格点に達していれば合格となります。

5.試験の評価

満点を 320 点とし、合計得点によって評価します。

Ｖ（優）・・・・・256 点以上

ＳＧ（特良）・・・224 点以上　256 点未満

Ｇ（良）・・・・・192 点以上　224 点未満

6.T.CH.P

⑴オビディエンスビギナーⅠは満点を 160 点とし、合計得点が 128 点（80%）以上の得点を得た本会登録犬に、トレーニングチャンピオンポイント（以下T.CH.P）3 ポイントを付与します。

⑵オビディエンスビギナーⅡは満点を 210 点とし、合計得点が 168 点（80%）以上の得点を得た本会登録犬に、T.CH.P5 ポイントを付与します。

⑶オビディエンスⅠ～Ⅲは満点を 320 点とし、合計得点が 256 点（80%）以上の得点を得た犬に、メジャー・トレーニングチャンピオンポイント（以下M.T.CH.P）10 ポイントを付与します。

⑷同一犬が、複数のT.CH.P及びM.T.CH.Pを取得した場合、1クラスのみ有効とします。家庭犬とオビディエンスで重複した場合も同様に１クラスのみ有効とします。有効とするポイントは出陳者の方が選択してください。

⑸アペンディクス登録犬及び本会登録犬以外の犬は訓練チャンピオン資格犬にはなりませんので、T.CH.P及びM.T.CH.Pは付与されません。

7. 注意事項

⑴競技進行は、全てスチュワードが行います。
⑵脚側行進のコースは、当日の朝に発表します。
⑶チョークチェーンで、犬の首が絞まる状態は不可とします。
⑷リードを外して肩にかける場合は、留め具は右側（犬側不可）の位置とします。
⑸各課目終了後に軽く褒めることは認められます。
（犬を軽く撫でる程度）
⑹発情犬は、クラスの最後の組で競技することとします。
頭数によっては、ダミー犬を使用します。

8. ｵﾋﾞﾃﾞｨｴﾝｽﾁｬﾝﾋﾟｵﾝ（以下 OB.CH）、ｸﾞﾗﾝﾄﾞｵﾋﾞﾃﾞｨｴﾝｽﾁｬﾝﾋﾟｵﾝ（以下 G.OB.CH）並びに FCI ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｵﾋﾞﾃﾞｨｴﾝｽﾁｬﾝﾋﾟｵﾝ（以下 C.I.OB.）登録制度

⑴OB.CH について
①OB.CH 登録資格は、訓練競技会におけるオビディエンスビギナーⅠ、オビディエンスビギナーⅡ、オビディエンスⅠ、オビディエンスⅡ、オビディエンスⅢでT.CH.Pを２０ポイント以上取得した犬に与えられる。
②取得したT.CH.Pのうち２枚以上は、オビディエンスⅠ以上で取得したものでなければならない。
③ＤＮＡ登録がされてなければならない。
⑵G.OB.CH について
①G.OB.CH 登録資格は、訓練競技会におけるオビディエンスⅠ、オビディエンスⅡ、オビディエンスⅢでT.CH.Pを６０ポイント以上取得した犬に与えられる。
②取得したT.CH.Pのうち、オビディエンスⅡ並びにオビディエンスⅢを各１枚以上で取得したもの、またはオビディエンスⅢを２枚以上で取得していなければならない。
③OB.CH 登録を完了していなければならない。
⑶キャシオブ（以下 CACIOB）について
①訓練競技大会（本部主催）並びにＦＣＩインターナショナルトライアルのオビディエンスⅢの１席犬で、得点が 256 点以上の場合に CACIOB が付与されます。
②前項の犬が C.I.OB.の資格条件を達成している場合、次席犬で得点が 256 点以上の場合にリザーブキャシオブ（以下 R. CACIOB）が付与されます。
③アペンディクス登録犬に交付された CACIOB は無効となります。
④CACIOB 及び R. CACIOB は当日仮証を発行し、後日後日 FCI によって承認されたものは本証が発行されます。
⑷C.I.OB.について
①資格条件は異なる審査員が発行した２枚の CACIOB を取得していること。ただし、最終の CACIOB の取得は、最初の CACIOB 取得日から１年１日以上経過していなければなりません。
②ＤＮＡ登録。
③オビディエンスⅢの訓練試験資格の登録。
④ＦＣＩインターナショナルビューティーチャンピオン又は、ＦＣＩインターナショナルショーチャンピオンの資格を取得しているか、ＦＣＩインターナショナルドッグショーでグッド以上の評価。
⑤C.I.OB.の登録資格を満たした場合、本会は速やかに当該犬の所有者に通知します。通知の到着日から３カ月以内に登録を完了しなければなりません。

9.競技クラス

各競技クラスの課目については、本会 HP にてご参照ください。

オビディエンス競技課目の実施要領

オビディエンスビギナー競技課目の実施要領

10.ハードルの高さ

体高 20 ㎝未満・・・・・・・・・・ ハードル 10 ㎝
体高 20 ㎝以上 30㎝ 未満・・・・・ハードル 20 ㎝
体高 30 ㎝以上 36㎝ 未満・・・・・ハードル 30 ㎝
体高 36 ㎝以上 46㎝ 未満・・・・・ハードル 40 ㎝
体高 46 ㎝以上 56㎝ 未満・・・・・ハードル 50 ㎝
体高 56 ㎝以上・・・・・・・・・・ ハードル 60 ㎝
※オビディエンスⅠ、オビディエンスⅡにおけるハードルの最大高さは 50 ㎝になります。